**令和6年度栃木労働基準監督署管内「S＋S(持続可能な安全作業)」推進運動**

|  |
| --- |
| **(一社)栃木労働基準協会の取組概要** |

栃木労働基準監督署主唱、(一社)栃木労働基準協会が主催者、栃木労基署管内の各労働災害防止団体等が後援者として、令和5年度(令和5年5月12日に関係者が一堂に会してのキックオフ会議をスタートとする。)に始動した栃木労働基準監督署管内「Ｓ＋Ｓ(持続可能な安全作業)」推進運動(以下「S＋S」運動という。)も2年目を迎えます。

令和5年度の当協会の取組は、監督署が作成した令和5年度「S＋S」運動実施要綱に基づき、「S＋S」運動ポスター、実施要綱のリーフレット版を作製し、栃木労働基準協会員はもとより、各災害防止団体等へ必要部数を提供するとともに、懸垂幕の作製や災防対策リーフレットの作製配付等を通じて、「S＋S」運動の周知及び活動気運の醸成に当たって参りました。

一方、令和5年における栃木労働基準監督署管内の労働災害発生件数は大幅に増加し、死亡災害を含む重篤な災害が増加している残念な現状にあります(令和6年2月末現在)。

〇　[令和5年業種別労働災害発生状況](http://www.tochikikyo.or.jp/2024saigai.pdf)及び[栃木労働基準監督署コメント](http://www.tochikikyo.or.jp/syokomennto.pdf)

その意味で、令和5年度の「S＋S」運動の効果等は限定的であったといえます。

　令和6年3月25日(月)に栃木市内において、各関係団体が一堂に会しての「S＋S」運動の総括と令和6年度の活動方針を決定いたしました。

令和5年の労働災害発生状況を踏まえ、「S＋S」運動の取組を含めた一層の労働災害防止対策の推進が求められております。

さて、令和6年度の当協会の取組概要は、「S＋S」運動をさらに広く周知し、多くの会員事業場に当該運動にコミットしていただくことが肝要と考えております。

各会員事業場に求められる安全衛生対策は多様であり、その取組を「S＋S」運動の「労働災害防止年間計画」等に関係付けて取組をお願い出来ればと思っております。

その上で、主催者として協会は、全国安全週間、全国労働衛生週間における各標語(四大標語の選出)募集・選出、活用を進めて参ります。

また、令和6年度「S＋S」運動に係るポスター、実施要綱リーフレットを作製し、会員事業場に速やかに配布致します。

　 〇　[令和6年度「S＋S」運動実施要綱](http://www.tochikikyo.or.jp/2024ssyoukou.pdf)

　 〇　[2024年度「S＋S」運動ポスター](http://www.tochikikyo.or.jp/ssp024.pdf)

さらに、栃木地区産業安全衛生大会を令和6年11月8日(金)にとちぎ岩下の新生姜ホールにて開催致します。

加えて、中災防の「中小企業無災害記録証」制度の周知、取組を促すとともに、当協会独自取組の「S＋S」運動記録証授与制度の周知等を積極的に進め、「S＋S」運動の気運の醸成により、管内の労働災害発生状況が減少に繋がっていくことを期待して取組んで参ります。

〇　[令和5年度「S＋S」運動記録証授与基準規程](http://www.tochikikyo.or.jp/sssinnseisyo.pdf)

ついては、令和5年度「S＋S」運動記録証授与基準規程のとおり、令和5年度に無災害であった会員事業場は、令和6年7月1日から7月末日までに「令和5年度「S＋S運動」記録証申請書」を協会事務局に申請（提出）していただくことにより、当協会長名の令和5年度「S＋S運動」記録証を令和6年8月中に交付することとしています。

　〇　令和5年度「S＋S運動」記録証申請書(準備中)

会員事業場が実施する労働災害防止対策の中に、本件「S＋S」運動を関連付けて取組を進めていただくことにより、増加傾向にある管内の労働災害の大幅な減少を図っていきたいと思いますので、ご理解とご協力、ご支援を宜しくお願い致します。

なお、令和5年度「S＋S運動」記録証申請書は、5月頃にホームページに掲載予定にしております。